

令和元年（行ウ）第634号 助成金不交付決定処分取消請求事件

原告 株式会社スターサンズ

被告 独立行政法人日本芸術文化振興会

答弁書

令和2年2月18日

東京地方裁判所民事第51部1A係 御中

〒106-6123

東京都港区六本木6-10-1

六本木ヒルズ森タワー23階

TMI 総合法律事務所（送達場所）

電話 03-6438-5511

FAX 03-6438-5522

被告訴訟代理人弁護士

泉 徳

同

小坂 準

同

森 安博

同

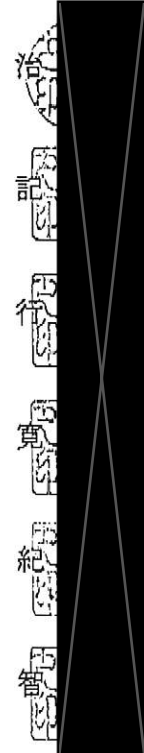
川上 貴

同

小勝 有

同

佐藤 大



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する
- 2 訴訟費用は原告の負担とする
との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否及び主張

認否及び主張は、追って行う。

なお、被告訴訟代理人らは、都合により第1回口頭弁論期日を欠席する予定であるため、民事訴訟法158条に基づき、答弁書記載の事項を陳述擬制の方法により陳述したものとしてお取り扱いいただきたい。

以上

附 属 書 類

- | | |
|---------|----|
| 1 訴訟委任状 | 1通 |
|---------|----|